

漂流ごみ等の処理体制構築等について

1 概要

地域計画では、漂流ごみ等（海上漂流物及び海底堆積物）の回収・処理を推進することとしている。

漂流ごみ等は、生態系への影響、船舶の航行や漁場環境への障害のほか、波の作用などによる海岸への漂着にもつながり、その回収及び処理を進める必要がある。

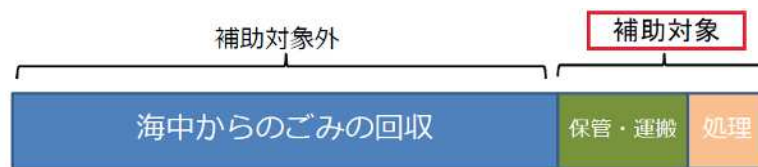
日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得るなどして、効果的・効率的に漂流ごみ等の回収及び処理を図っていく。

2 漁業者等がボランティアにより回収した漂流ごみ等の処理

(1) 市町村の処理施設の活用による処理の推進

- 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン（資料4-3）」では、漁業者が操業時に回収した海洋ごみについて、漁業者への負担に配慮してその持ち帰りを促進するため、市町村の処理施設を活用し、処理の推進が示されている。
- 環境省から、令和元年6月4日付けで「漂流ごみ等の処理体制構築等について（資料4-2）」通知されており、処理体制の構築が求められている。
- 県では、市町村の海岸漂着物等対策に要する経費に対して、海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金を交付し、財政的な支援を実施している。令和2年3月2日に同補助金交付要綱を改正し、漁業者等がボランティア*により回収した漂流ごみ等の処理に対しては、予算の範囲内において補助対象経費全額（10/10）を補助することとした。

※ ボランティア（無償）により回収された漂流ごみ等が補助対象となる。



(2) 漂流ごみ等の処理体制構築等の展開

- ボランティアによる漂流ごみ等の回収に係る補助金の活用について、令和2年度は2自治体が予定しているが、今後、更なる拡大が必要である。
- 県で沿岸地域の自治体を対象に、処理施設への海洋ごみの受入れに関する意向調査を実施の上、課題を整理し、受入れ体制の構築を図る。

<漂流物の回収状況>

名古屋港等の港湾区域では、名古屋清港会等による漂流物の回収が進められており、港湾区域等以外の伊勢湾及び三河湾の漂流物の回収は、国土交通省が行っている。

3 当資料の趣旨・確認内容など

処理体制構築等に関する提案や意見があればお願いします。